

消防法令適合チェックシート

消防法令適合通知書交付申請に基づく審査及び検査では、主に次の事項を確認します。スムーズに消防法令適合を確認するために、あらかじめ次の事項について確認してください。

施設の所在地

施設の名称

1 防火管理体制は適切である（消防法第8条） <input type="checkbox"/> 建物全体として防火管理者の選任が必要です（建物全体で収容人員30人以上の場合） <input type="checkbox"/> 防火管理体制確認シート（別紙1）で、防火管理体制について確認しました（建物の一部に入居する場合）	確認済み <input type="checkbox"/>
2 必要な消防用設備等は適切に設置されている（消防法第17条、大阪市火災予防条例第5章） <input type="checkbox"/> 消防用設備等確認シート（別紙2）で、消防用設備等の設置状況について確認しました	確認済み <input type="checkbox"/>
3 じゅうたん・カーテン等は防災物品を使用している（消防法第8条の3） <input type="checkbox"/> 使用している防災対象物品は防災物品（防災マークあり）です <input type="checkbox"/> じゅうたん <input type="checkbox"/> カーテン <input type="checkbox"/> 布製ブラインド <input type="checkbox"/> その他（ ）	確認済み <input type="checkbox"/>
4 こんろ、湯沸設備など火気使用設備は適切に設置されている（消防法第9条、大阪市火災予防条例第3章） <input type="checkbox"/> こんろ、湯沸設備などの離隔距離は適切です <input type="checkbox"/> こんろ <input type="checkbox"/> 湯沸設備 <input type="checkbox"/> 乾燥設備 <input type="checkbox"/> その他	確認済み <input type="checkbox"/>
5 消防用設備等の点検は適切に実施されている（消防法第17条の3の3） <input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検は適切に実施し、消防署に報告されている <input type="checkbox"/> 特定用途 過去1年以内に報告が行われている <input type="checkbox"/> 非特定用途 過去3年以内に報告が行われている	確認済み <input type="checkbox"/>
6 避難経路図は適切に掲出されている（大阪市火災予防条例第52条） <input type="checkbox"/> 各室内の見やすい箇所に避難経路図が掲出されていることを確認しました	確認済み <input type="checkbox"/>
7 消防法令上の取り扱いが変更されることについて所有者等に確認を行った 消防法令上の取り扱いが変更される事項 <input type="checkbox"/> 消防設備点検の報告が1年に1回（従来は3年に1回）となること <input type="checkbox"/> 消火・避難の訓練の実施が年2回以上義務付けられ、事前通報が必要となること <input type="checkbox"/> その他	確認済み <input type="checkbox"/>
8 その他	確認済み <input type="checkbox"/>

※ 不良事項等を確認した場合は、すぐに相談してください。

防火管理体制確認シート

申請の外国人滞在施設が入居する建物は、消防法の規定により、建物全体として収容人員が 30 人以上となる場合は、防火管理者を選任し、防火管理体制を構築することが必要です。また、施設部分を独立した防火管理体制とする場合は、各管理権原者が協議して、統括防火管理者を選任する必要があります。

あらかじめ、次の事項について確認してください（建物全体として収容人員が 30 人未満の場合は不要です）。

施設の所在地

施設の名称

●適用する防火管理体制について

※所有者、管理組合などの現状の管理権原者と協議し、確認して下さい。

現状の防火管理体制の一部とする。→①へ

現状の防火管理体制とは独立した防火管理体制とする。→②へ

① 現状の防火管理体制の一部とする場合

- ・施設の管理権原者は（※1 ）です。
- ・防火管理者は、（※1 ）が選任する者としてします。
→防火管理者は、選任届出済み。選任届出予定。

※1は、所有者、管理組合などの現状の管理権原者が該当します。

② 現状の防火管理体制とは独立した防火管理体制とする場合

- ・施設の管理権原者は（※2 ）です。
- ・防火管理者は（※2 ）が選任します。
→防火管理者は、選任届出済み。選任届出予定。
- ・建物全体にかかる統括防火管理者を（※3 ）と協議して選任します。
→統括防火管理者は、選任届出済み。選任届出予定

※2は、外国人滞在施設の管理権原者が該当します。

※3は、所有者、管理組合などの現状の管理権原者が該当します。

消防用設備等確認シート

申請の外国人滞在施設が入居する建物には、消防用設備等の設置及び維持が必要となります。設置及び維持の状況を確認してください。(必要となる消防用設備等及び確認事項の詳細については消防署担当者の指示を受けてください)

必要となる消防用設備等	確認 済み
<input type="checkbox"/> 消火器	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 避難器具	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 誘導灯	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 連結送水管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
用途変更に伴い次の対応が必要です	<input type="checkbox"/>

※ 消防用設備等は、建物全体として必要となる場合や階単位又は用途単位で必要となる場合などがあります。

施設部分に必要な消防用設備等が共用部分に設置されている場合がありますが、当該消防用設備等についても、審査・検査の対象となります。